

社会福祉法人三相園福祉会
おかの花居宅介護支援事業所運営規程

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人三相園福祉会が運営するおかの花居宅介護支援事業所(以下「おかの花事業所」という)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合は、紹介等の支援を行うことを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総括的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- 4 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

第3条 (事業所の名称等)

名称及び所在地は次の通りとする。

- (1)名 称 : おかの花居宅介護支援事業所
- (2)所在地 : 兵庫県丹波市春日町山田 170 番地

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1)管 理 者 : 1名（常勤兼務：介護支援専門員兼務）
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2)介護支援専門員 : 4名（常勤専従3名、常勤兼務1名：管理者兼務）
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1)営 業 日 : 通常月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2)営業時間 : 午前9時～午後6時までとする。

(3)電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 (指定居宅介護支援の提供方法及び利用料その他の費用の額)

- 1 居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。
 - (1)利用者の相談を受ける場所 : 当該事業所の介護支援相談室等。
 - (2)サービス担当者会議の開催場所 : 当該事業所の介護支援相談室等。
 - (3)介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 必要に応じて訪問、要介護認定有効期間中に少なくとも月1回程度。
 - (4)課題分析の実施 : 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、利用者の生活全般についてその状態を十分に把握し、解決すべき課題を客観的に抽出するためのアセスメントシート等を用いて分析する。
- 2 厚生大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示する。
- 3 交通費については第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることが出来るものとする。
- 4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものに限り徴収する。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

第7条 (通常の実施範囲)

通常の実施地域は、丹波市内の春日中学校区、市島中学校区、氷上中学校区とする。

第8条 (虐待の防止)

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 1、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2、虐待の防止のための指針を整備する。
- 3、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4、身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備する。
- 5、上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

第9条 (業務継続計画の策定等)

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 1、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 2、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行う。

第10条 (その他運営に関する留意事項)

- 1 居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の

機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に明記する。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人三相園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年3月26日、第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条の条文の一部を改正する[第4条(2)介護支援専門員の員数と就労形態を一部変更、第4条(3)事務員等1名を追加、第6条(2)使用する課題分析票の種類を削除、第3条(2)所在地、第7条実施地域を変更【6町合併に伴い、氷上郡を丹波市に変更、実施地域を氷上郡春日町内から春日中学校区域に変更】]。

この規程は、平成18年3月25日、第7条の条文の一部を改正する[実施地域を春日中学校区域から丹波市内全域に変更]。

この規程は、平成19年6月18日、第4条の条文の一部を改正する[第4条(2)介護支援専門員の員数と就労形態を一部変更]。

この規程は、平成20年4月1日、第4条の条文の一部を改正する[第4条(1)管理者の就労形態を変更、第4条(2)介護支援専門員の員数を一部変更]。

この規程は、平成21年2月1日、第4条の条文の一部を改正する[第4条(2)介護支援専門員の員数を一部変更]。

この規程は、平成25年8月16日、第4条の条文の一部を改正する[第4条(2)介護支援専門員の員数を一部変更]。

この規程は、平成27年4月1日、第6条の条文の一部を改正する[第6条 1 (3)介護支援専門員の居宅訪問頻度を一部変更]。

この規程は、平成27年9月1日、第7条の条文の一部を改正する[実施地域を丹波市内全域から丹波市内の春日中学校区、市島中学校区、氷上中学校区に変更]。

この規程は、平成28年1月1日、第6条の条文の一部を追加する[第6条 1 (4)課題分析の実施]。第4条の条文の一部を改正する[第4条 (1)管理者の職務内容を一部変更、(2)介護支援専門員の員数を一部変更]。

この規程は、平成28年4月1日、第4条の条文の一部を追加する[第4条 (2)介護支援専門員の員数を一部変更]。

この規程は、平成30年5月1日、第4条の条文の一部を追加する[第4条 (2)介護支援専門員の員数を一部変更]。

この規程は、令和2年4月1日、第4条の条文の一部を追加する[第4条 (2)介護支援専門員の員数を一部変更]。

この規程は、令和2年7月1日、第4条の条文の一部を追加する[第4条 (2)介護支援専門員の員数を一部変更]。

この規程は、令和3年4月1日、第2条、第4条の条文の一部を改正する[第2条 3 在宅介護支援センターを地域包括支援センターに変更、第4条 (3)事務員等を削除]。

この規程は、令和5年1月1日、第4条の条文の一部を追加する〔第4条（2）介護支援専門員の員数を一部変更〕。

この規定は、令和5年4月1日、第4条の条文の一部を追加する〔第4条（2）介護支援専門員の員数を一部変更〕

この規程は、令和6年4月1日、第5条の条文の一部を追加する〔第5条（3）24時間連絡体制〕、第8条と第9条の条文を追加する〔第8条 虐待の防止、第9条 業務継続計画の策定等〕、第8条を第10条に条数の繰り下げをする〔第10条 その他運営に関する留意事項〕。